

1 - (1) 指定地域密着型（介護予防）サービス事業者への処分について

指定地域密着型（介護予防）サービス事業者への処分について

今年度、倉敷市におきまして、介護保険法（平成9年法律第123号、以下、「法」という。）第78条の10及び第115条の19の規定に基づき、指定地域密着型（介護予防）サービス事業者に対する指定の一部の効力停止処分を令和5年11月17日付で行いました。

1 処分内容

指定の一部の効力の停止（新規利用者の受入れ停止）6月間

2 効力を停止する期間

令和5年12月1日から令和6年5月31日まで

3 経緯

令和5年7月14日	市に虐待（不適切な介護）の通報あり
令和5年7月21日以降	市が事業所に監査を実施
令和5年10月20日	市が代表取締役あてに11月1日までに弁明書を提出するよう通知を发出
令和5年10月31日	市が代表取締役からの弁明書を受理
令和5年11月17日	市が指定の一部の効力停止処分の通知を发出

4 処分の原因となる事実

(1) 人格尊重義務違反（法78条の10第6号該当）

ア 令和5年7月に夜勤に従事していた職員が、朝リビングに来るのが遅かった女性利用者に対し、強い口調で叱責し、その際、別の女性利用者を呼び捨てにして高圧的に同意を求めるといった不適切な言動を行ったもの。また、同じ日の午前中に男性利用者に対しても同職員が侮蔑的、高圧的で不適切な言動を行ったもの。

また、代表者、管理者は少なくとも2年前から当該職員の利用者に対する高圧的で不適切な言動について把握していたにもかかわらず効果的な対応を取っていなかったもの。

イ 利用者13名に対し、夜間の時間帯に毎日のように身体的拘束等（ベッド柵で行動を制限する行為）が行われていたが、その態様等が記録されておらず、「緊急やむを得ない場合」であるかどうかの検討が行われていなかった。また、職員等の証言から少なくとも10名の利用者については昨年より監査に入るまで1年以上継続して同行為を行っていたことを確認したもの。

ウ 代表者が利用者に対し、侮辱的及び高圧的等の不適切な言動を行ったもの。

(2) その他法令違反（法第115条の19第11号該当）

介護予防認知症対応型共同生活介護と一体的運営を行う認知症対応型共同生活介護において法第78条の10第6号の違反を行った。

1 - (1) 指定地域密着型（介護予防）サービス事業者への処分について

今回の処分は、令和3年度の指定地域密着型（介護予防）サービス事業者の不正請求等の処分に続く重大な処分であり、市として大変重く受け止めているところです。

近年、高齢者をはじめ、子ども、障がい者等に対する虐待の報道が大きく取り沙汰されるなど虐待に対する国民の意識が高まる中、行政として虐待防止策のさらなる強化が求められています。介護保険行政においては次年度より虐待の発生又はその再発を防止するための対策として委員会、研修の定期的な開催、指針の整備及び担当者への設置などの高齢者虐待防止の推進が義務化されます。介護保険施設・事業所管理者及び法令遵守責任者におかれましては、再度、運営基準をはじめとした関係法令等について改めて確認していただくとともに、権利擁護の意識を持ち、利用者（入所者）が安心してサービスを利用する環境を整えることで利用者及びその家族等との信頼関係を構築し、安定的な事業所運営につなげていただようお願いいたします。

なお、令和6年度介護報酬改定により、下記のとおり基本的には全サービスにおいて高齢者虐待の防止の推進に取り組むとされ、必要な措置が行われていない場合は減算となります。

高齢者虐待防止の推進	
高齢者虐待防止の推進	告示改正
■ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。	
全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）	
【単位数】	
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）
【算定要件】	
虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を決めること）が講じられていない場合 ※福祉用具貸与については、3年間の経過措置期間を設ける。	

1 - (2) 令和6年4月1日から義務化される基準について

令和6年4月1日から義務化される基準について

令和3年度介護報酬改定の際に、感染症対策の強化を始めとした様々な基準が新たに規定されていましたが、その多くに3年の経過措置期間が設けられていました。

令和6年3月31日をもって経過措置期間が満了となりますのでご注意ください。

下記及び次ページ以降に国から示された広報資料を掲載しますので、3月末までに確実に体制を整えて頂くようお願いいたします。(なお、当該通知は令和5年10月4日付のものです。)

経過措置を設けた令和3年度介護報酬改定事項一覧

別紙1

名称	対象サービス	経過措置の概要
感染症対策の強化	全サービス	感染症の予防及びまん延防止のための訓練、対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に対して周知すること。また、指針を整備すること。
業務継続に向けた取組の強化	全サービス	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定した上で、従業者に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。
認知症介護基礎研修の受講の義務付け	全サービス ※無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く	介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずること。
高齢者虐待防止の推進	全サービス	虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に対して周知を行うとともに、必要な指針を整備し、研修を定期的実施すること。また、これらを適切に実施するための担当者を置くこと。
施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化	施設系サービス	口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。なお、「計画的に」とは、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施することとする。
施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実	施設系サービス	栄養マネジメント加算の要件を包括化することを踏まえ、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。
事業所医師が診療しない場合の減算（未実施減算）の強化	訪問リハビリテーション	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合に、例外として、一定の要件を満たせば、別の医療機関の計画的医学的管理を行う医師の指示のもと、リハビリテーションを提供することができる（未実施減算）。その要件のうち別の医療機関の医師の「適切な研修の修了等」について猶予期間を3年間延長する。

※経過措置期間の終了予定日は全事項とも令和6年3月31日

令和5年度末で経過措置を終了する 介護報酬の改定事項について

令和3年度介護報酬改定における改定事項について（厚生労働省HP） ▶▶▶



令和3年度介護報酬改定において、以下に掲げる7つの改定事項については、令和5年度末（令和6年3月31日）までに経過措置が終了する予定です。

当該経過措置の終了まで約6ヶ月となっておりますので、運営基準等を満たすことができているか、改めて改定事項をご確認いただき、必要な対応をお願いいたします。

1 感染症対策の強化

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務化。

2 業務継続に向けた取組の強化

業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務化。

3 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。

4 高齢者虐待防止の推進

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること。

5 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化

口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行うこと。

6 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実

入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを運営基準に規定。

7 事業所医師が診療しない場合の減算の強化

事業所外の医師に求められる「適切な研修の修了等」について、適用猶予措置期間を延長。

1 感染症対策の強化

対象：全サービス

○感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から以下の内容を義務化。

- ・施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施。
- ・その他サービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等。

2 業務継続に向けた取組の強化

対象：全サービス

○感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から以下の内容を義務化。

- ・業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等。

3 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

対象：全サービス

○認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から以下の内容を義務化。

- ・介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。

4 高齢者虐待防止の推進

対象：全サービス

○利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から以下の内容を義務化。

- ・虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること。

5 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化

対象：施設系サービス

○口腔衛生管理体制を確保するよう促すとともに、状態に応じた丁寧な口腔衛生管理を更に充実させる観点から以下の内容を義務化。

- ・口腔衛生管理体制加算を廃止し、同加算の算定要件の取組を一定緩和した上で、基本サービスとして、口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行うこと。

6 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実

対象：施設系サービス

○栄養ケア・マネジメントの取組を一層強化する観点から以下の内容を見直し。

- ・「入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない」ことを運営基準に規定。

7 事業所医師が診療しない場合の減算の強化

対象：訪問リハビリテーション

○訪問リハビリテーションについて、リハビリテーション計画の作成にあたって事業所医師が診療せずに「適切な研修の修了等」をした事業所外の医師が診療等した場合に適正化（減算）した単位数で評価を行う診療未実施減算について、事業所の医師の関与を進める観点から以下の内容を見直し。

- ・事業所外の医師に求められる「適切な研修の修了等」について、適用猶予措置期間を延長。

1－（3） 業務継続計画（BCP）の策定について

1 業務継続計画（BCP）の策定について

介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものです。介護事業所においては、大規模災害、感染症が発生した際に適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを継続的に提供する体制を構築することが求められています。

そのため、令和3年度介護報酬改定において、大規模災害の発生や感染症の流行に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや、発生時の対応などをまとめた業務継続計画（BCP）の策定が義務付けられました。

令和6年3月31日までは経過措置期間となっているところですが、いよいよ期限が迫っています。また、今回の介護報酬改定で感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の際は、特定の場合を除き基本報酬を減算する（1年間の経過措置あり）ことになっていますので、未策定の事業者におかれましては早急な対応をお願いします。

厚生労働省のホームページに、業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修の動画及び資料が掲載されていますので参考にしてください。

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

2 業務継続計画（BCP）の策定状況等について

令和5年11月22日倉敷市保健福祉局指導監査課長通知により、市内の介護施設・事業所の令和5年12月1日時点における業務継続計画の策定状況等について報告をいただきました。

集計結果は以下の通りです。（回答数 624件）

なお、割合は小数点第2位以下切捨てのため、合計が100%にならないことがあります。

Q1-1. 感染症に係るBCPを策定していますか

回答	件数	割合
策定済み	212	34.0%
策定中	331	53.0%
策定していない	81	13.0%

Q1-2. 感染症に係るBCPの策定完了の予定時期はいつですか

回答	件数	割合
令和5年12月（又は既に完了）	271	43.4%
令和6年1月	83	13.3%
令和6年2月	109	17.5%
令和6年3月	161	25.8%

1－(3) 業務継続計画（BCP）の策定について

Q2－1. 災害に係るBCPを策定していますか

回答	件数	割合
策定済み	195	31.3%
策定中	342	54.8%
策定していない	87	13.9%

Q2－2. 災害に係るBCPの策定完了の予定時期はいつですか

回答	件数	割合
令和5年12月（又は既に完了）	251	40.2%
令和6年1月	77	12.3%
令和6年2月	125	20.0%
令和6年3月	171	27.4%

Q3－1. 従業者に対し、BCPに関する研修を、実施していますか

回答	件数	割合
既に実施した	182	29.2%
今年度実施予定	245	39.3%
実施していない	178	28.5%
その他	19	3.0%

Q3－2. 新規採用した従業者に対し、BCPに関する研修を実施していますか

回答	件数	割合
実施している	89	14.3%
実施予定	211	33.8%
実施していない（新人がいない）	324	51.9%

Q3－1、3－2について

厚生労働省が定めた解釈通知では、定期的（施設系は年2回、在宅系は年1回）な研修を実施することが求められています。また、新規採用時にも研修を実施することとされています。

なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することが可能です。

また、厚生労働省が定めた解釈通知では、研修のほかに定期的（施設系は年2回、在宅系は年1回）な訓練を実施することが求められています。

訓練においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践

1 - (3) 業務継続計画（BCP）の策定について

するケアの演習等を実施することとされています。

なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することが可能です。

3 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入について

令和6年度から感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の際は、基本報酬が減算されることとなりました。（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）減算単位数は施設・居住系サービスが所定単位数の100分の3に相当する単位数、その他のサービスは所定単位数の100分の1に相当する単位数となります。ただし、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しないこととなっています。また、訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない、こととなっています。業務継続計画（BCP）が未策定の事業所におかれましては早期の策定をお願いします。

感染症や災害への対応力向上

業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

告示改正

- 感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の際は、基本報酬を減算する。＜経過措置1年間（※）＞

全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）

【単位数】

業務継続計画未策定減算	施設・居住系サービス	所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設）
	その他のサービス	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

（※）令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

【算定要件】

感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合

老高発 1214 第 1 号
老認発 1214 第 1 号
老老発 1214 第 1 号
令和 2 年 12 月 14 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省老健局老人保健課長
（ 公 印 省 略 ）

介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について

介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要である。

必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（BCP）の策定が重要であることから、今般、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を取りまとめたところであるので、御了知の上、管内各市町村及び関係団体等に周知されたい。

なお、ガイドライン等の概要等については、別添を参照されたい。

【新型コロナウイルス感染症関係】

- 介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン
- 新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画（ひな形）

【自然災害関係】

- 介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン
- 自然災害発生時における業務継続計画（ひな形）

【掲載場所】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて

- 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。
- 必要なサービスを継続的に提供するためには、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（BCP）の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を作成。（令和2年12月11日作成。必要に応じて更新予定。）

掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha_taisakumatome_13635.html

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

❖ 主な内容

- ・ BCPとは、新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
- ・ 介護サービス事業者に求められる役割・BCP作成のポイント
- ・ 新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系）等



介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

❖ 主な内容

- ・ BCPとは、防災計画と自然災害BCPの違い
- ・ 介護サービス事業者求められる役割・BCP作成のポイント
- ・ 自然災害発生に備えた対応、発生時の対応（各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項）等



事務連絡
令和5年4月18日

各
〔都道府県
指定都市
中核市〕
介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

高齢者施設等における感染対策等について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

高齢者施設等における新型コロナウイルスにかかる感染対策については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」（令和5年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、感染症法上の位置づけ変更後も、高齢者施設等における感染対策の徹底を当面継続することとされています。

それを踏まえ、高齢者施設等における感染対策として特に重要と考えられる点を下記にお示ししますので、貴管下の高齢者施設等への周知をお願いします。

なお、「介護現場における感染対策の手引き」（参考1）については、今後見直しを予定しています。

記

1. 日頃からの感染対策

(1) マスクの着用

- マスクの着用の考え方については、「マスク着用の考え方の見直し等（特に高齢者施設等における取扱い）について」（令和5年2月15日付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）においてお示したとおり、
 - ・ 行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とすること
 - ・ 政府は各個人のマスク着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にマスクの着用を推奨することとされました。

1-(4) 高齢者施設等における感染対策等について

- その上で、高齢者等重症化リスクが高い者が多く生活する高齢者施設等への訪問時にはマスクを着用することが推奨されるとともに、高齢者施設等の従事者については、勤務中（※）のマスクの着用を推奨することとされています。

※ 勤務中であっても、従業員にマスクの着用が必要ないと考えられる具体的な場面については、各高齢者施設等の管理者等が適宜判断いただくようお願いいたします。例えば、周囲に人がいない場面や、利用者と接しない場面であって会話を行わない場面等においてはマスクの着用を求めない、といった判断が想定されます。

(2) 換気（エアロゾル対策）

- これまでも、「高齢者施設等における感染対策の徹底について（その2）」（令和4年12月6日付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）等でもお示ししてきたところですが、以下の資料や動画を参考に、各施設等の実情に応じて換気による感染対策を実施いただくようお願いいたします。

- ・ 高齢者施設等における効果的な換気対策の考え方等についての提言：「感染拡大防止のための効果的な換気について」（令和4年7月14日新型コロナウイルス感染症対策分科会）（参考2）
- ・ 当該提言を踏まえて効果的な換気のポイントをまとめた動画：「【新型コロナ】効果的な換気のポイント」（参考3）

(3) 面会

- 高齢者施設等の入所者について、家族等との面会の機会の減少により心身の健康への影響が懸念されることを踏まえると、高齢者施設等での面会の再開・推進を図ることは重要と考えています。
- 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、感染症法上の位置づけの変更後の対応として、「医療機関や高齢者施設でのクラスター防止対策は継続しつつ、できる限り面会の希望が実現できるよう取組をお願いしていく。」とされており、高齢者施設等における面会については、引き続き、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、可能な限り安全に実施できる方法を検討いただくようお願いいたします。
- 面会の実施にあたっては、以下の資料を御参照ください。
 - ・ 「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」（令和3年11月24日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）（参考4）
 - ・ 面会を積極的に実施する施設の事例や実施方法等を情報発信する動画及びリーフレット（高齢者施設等の職員の皆様向け）（参考5）

1-(4) 高齢者施設等における感染対策等について

- なお、介護保険施設等の運営基準においては、「常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない」等とされており、利用者と家族との面会の機会の確保に努めていただく必要があります。また、利用者の家族等や面会者には、施設等における面会の必要性を理解していただくとともに、引き続き面会時には感染対策の実施を働きかけていただくようお願いいたします。

2. 感染者が発生した際の感染対策

- 新型コロナの感染者や感染の疑いがある利用者のケア等にあたる場合には「施設内療養時の対応の手引き」（参考6）を参考に対応していただくようお願いいたします。なお、个人防护具の選択については、以下を参考としていただくようお願いいたします。
 - ・サージカルマスク：常に着用
 - ・ゴーグル・フェイスシールド：飛沫曝露のリスクがある場合に装着
 - ・手袋とガウン：患者および患者周囲の汚染箇所に直接接触する可能性がある場合に装着
 - ・N95 マスク：エアロゾル発生手技を実施する場合や激しい咳のある患者や大きな声を出す患者に対応する場合に装着
- 新型コロナ患者についても、看取りの場合を含め、可能な範囲で、面会者に个人防护具の着用を指導した上での対面面会、もしくは、窓越し・オンラインでの面会等の対応をご検討いただくようお願いいたします。
- 入所者が新型コロナにより亡くなられた場合や、その疑いがある場合については、「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の改正について（周知）（令和5年3月3日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）（参考7）を参考に対応いただくようお願いいたします。

3. その他

- 都道府県において、平時から都道府県単位の介護サービス事業所・施設等の関係団体等と連携・調整し、緊急時に備えた応援体制を構築いただいているところであり、介護サービス事業所・施設等で感染者が発生した場合などに、地域の他の介護サービス事業所・施設等と連携して当該事業所・施設等に対する支援を実施するために必要な経費についても支援を行ってきたところです。当該支援については、当面継続することとしているため、引き続き、各施設、法人内の調整でも職員の不足が見込まれる場合等に、応援職員の派遣依頼があった場合は適切に対応いただくようお願いいたします。
- 新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から必要に応じて換気設備の設置に当たっては、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」により、多床室の個室化に要する改修や簡易陰圧装置の設置等に当たっては「地域医療介護総合確保基金」によりそれぞれ支援が可

1-(4) 高齢者施設等における感染対策等について

能ですので、ご活用ください(別添資料1)。

(参考1) 「介護現場における感染対策の手引き」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001048000.pdf>



(参考2) 高齢者施設等における効果的な換気対策の考え方等についての提言:「感染拡大防止のための効果的な換気について」(令和4年7月14日新型コロナウイルス感染症対策分科会)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf



(参考3) 動画「【新型コロナ】効果的な換気のポイント」(内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室)

<https://www.youtube.com/watch?v=utlnrLrfxmc>



(参考4) 「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」(令和3年11月24日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001042423.pdf>



(参考5) 面会を積極的に実施する施設の事例や実施方法等を情報発信する動画及びリーフレット(高齢者施設等の職員の皆様向け)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00014.html



1-(4) 高齢者施設等における感染対策等について

(参考6) 施設内療養時の対応の手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/000783412.pdf>



(参考7) 「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の改正について（周知）」（令和5年3月3日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001066181.pdf>



以上

事務連絡
令和5年9月25日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

介護現場における感染対策の手引き（第3版）等について

介護保険行政の推進及び、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及び格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「介護現場における感染対策の手引き（第2版）」等を新型コロナウイルス感染症に関して最新の知見を反映し、感染症法上の位置付け変更等を踏まえ、より介護現場の皆様にご活用いただけるよう「介護現場における感染対策の手引き（第3版）」として見直しを行いました。

つきましては、内容についてご了知の上、管内各市町村及び関係団体等に周知いただきますようお願いいたします。

なお、当該見直しを踏まえて、介護職員のための感染対策マニュアル（手引きの概要版）及び感染対策普及リーフレット（手引きのポスター版）についても随時見直しを行い、下記掲載場所において公表する予定です。

【掲載場所】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html



介護現場における感染対策の手引き(第3版)等について

- 社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要。
- 新型コロナウイルス感染症に限らず、介護現場で必要な感染症の知識や対応方法など、介護現場における感染対策力の向上を目的に、「介護現場における感染対策の手引き(第1版)(令和2年10月1日付け)」等を作成。その後、累次の見直しを行い、今般、新型コロナウイルス感染症に関する最新の知見を反映、感染症法の位置付け変更等、その他所要の見直しを行った。
- 介護職員の方においては、日常のケアを行う上で必要な感染対策の知識や手技の習得のための手引きとして、介護施設・事業所の施設長・管理者の方においては、その役割と感染管理体制の構築のための手引きとして活用が可能。

こちらのリンクから
閲覧できます！

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha_koureisha_taisakumatome_13635.html

介護現場における感染対策の手引き【第3版】

＊ ポイント

(第3版として令和5年9月7日時点の解説を反映。今後、感染症の流行や検査・治療の必要に応じて見直し予定)

- 介護職員等が、感染症の重症化リスクが高い高齢者等に対して介護保険サービスを安全かつ継続的に提供するため、さらには職員自身の健康を守るため、感染対策の知識を習得して実践できるように、
 - ✓ 着実な感染対策を実践できるよう基礎的な情報から、
 - ✓ 感染症発生時に必要な基礎的な情報から感染管理体制の在り方および感染症発生時の対応等について掲載

＊ 主な内容

「第1章 総論」「第2章 感染症各論(新型コロナウイルス感染症含む)」
「第3章 参考」の3部構成

- ・ 感染症の基礎知識
- ・ 日頃からの感染対策と感染症発生時の対応
- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応
- ・ 各種感染症における対応 等



介護職員のための感染対策マニュアル 感染対策普及リーフレット

手引きの見直しに
合わせています！

マニュアル

手引きの概要版として、介護職員向けにポイントを掲載
(施設系・通所系・訪問系ごとで作成)

リーフレット

手洗いや排泄物・嘔吐物処理の手順等をわかりやすく掲載
「見てすぐ実践！」ができるように、ポスターとしても利用可能



1-(4) 高齢者施設等における感染対策等について

事務連絡
令和5年9月28日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

介護現場における感染対策の手引き（第3版）等の改訂に伴う、
「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」
の取扱いについて

介護保険行政の推進及び、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及び格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、「介護現場における感染対策の手引き（第3版）」等について（令和5年9月25日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）において、新型コロナウイルス感染症に関して最新の知見を反映し、感染症法上の位置付け変更等を踏まえ、より介護現場の皆様にご活用いただけるよう、見直しを行った旨お知らせしたところです。

当該見直しに伴い、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」における「3-5. 感染防止に向けた取組（参考）」（31 ページ）「○厚生労働省・経済産業省・消費者庁「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」の項目など、感染症対策に係る記載については、本手引きの内容を参照いただきますようお願いいたします。

つきましては、都道府県等におかれましては内容についてご了知の上、管内各市区町村及び関係団体等に周知いただきますようお願いいたします。

【介護現場における感染対策の手引き（第3版）掲載場所】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html



事務連絡
令和5年9月5日

各都道府県介護保険担当主管部（局）
各市区町村介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における
管理者の業務の実施に関する留意事項について

介護サービス事業所・施設等（以下「介護事業所等」という。）の管理者については、例えば、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第6条及び第28条など、各サービスの人員や運営に関する基準において、

- ・ 原則として、介護事業所等ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者が配置されなければならない、
- ・ 管理者の責務として、従業者及び業務の管理並びに従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない

こととされています。

今般、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会）において、少子高齢化が進む中で、デジタル技術を活用し、生産性向上や人手不足解消等を進める観点から、「常駐規制」（物理的に常に事業所や現場に留まることを求めている規制をいう。以下同じ。）について、デジタル技術等の活用による見直しを行う方針が示されました。現在、介護事業所等の管理者の「常駐」については運営基準上明示していないところ、同プランを踏まえ、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会）において、管理者の「常駐規制」について、本年9月までに必要な対応を行うこととされたところです。

つきましては、管理者による情報通信機器を活用した遠隔での業務の実施（以下「テレワーク」という。）に関する考え方を下記のとおりお示しすることとしましたので、その内容について御了知いただくとともに、管内の介護事業所等に対して御周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、本事務連絡は介護保険法（平成9年法律第123号）上の各サービスの人員や運営に関する基準で定める管理者（特別養護老人ホームの施設長も含む。）の取扱い

についてお示しするものですが、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）及び関係省令で定める軽費老人ホーム及び養護老人ホームの施設長についても、本事務連絡における取扱いに準ずることとして差し支えないことを申し添えます。

記

第1 テレワークに関する基本的な考え方

介護事業所等の管理者は、当該介護事業所等の管理上支障が生じない範囲内において、テレワークを行うことが可能である。また、当該管理者が複数の介護事業所等の管理者を兼務している場合にも、それぞれの管理に支障が生じない範囲内において、テレワークを行うことが可能である。その際、利用者やその家族からの相談対応なども含め、利用者に対するサービスの提供や提供されるサービスの質等に影響が生じないようにすること。

なお、本事務連絡に記載の取扱いについては、管理者としての職務への従事に関して示したものであり、管理者が管理者以外の他の職種（介護職員等）を兼務する場合の当該他の職種としての業務に関して示したものではない。管理者以外の職種におけるテレワークの取扱いについては、今後、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえ、令和 5 年度中に別途お示しすることとする。

また、管理者が兼務可能な介護事業所等の範囲の見直し等については、今後、「規制改革実施計画」（令和 5 年 6 月 16 日）に基づき、社会保障審議会介護給付費分科会等での意見も踏まえながら、令和 5 年度中に結論を得ることとしている。

第2 管理上支障が生じない範囲の具体的な考え方

- (1) 管理者がテレワークを行い、介護事業所等を不在とする場合であっても、サービスごとに運営基準上定められた管理者の責務（例えば、通所介護の場合、従業員の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理及び従業員に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令）を管理者自らが果たす上で支障が生じないよう体制を整えておくこと。その際、管理者以外の従業員に過度な負担が生じることのないよう、留意すること。
- (2) 特に、利用者及び従業員と管理者の間で適切に連絡が取れる体制を確保すること。また、管理者は利用者、従業員及びその他関係者と、テレワークを円滑に行えるような関係を日頃から築いておくこと。
- (3) 事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等、管理者がテレワークを行う場合における緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できるようにしておくこと。
- (4) 管理者としてテレワークを行うことができる日数・時間数については、介護サービスの種類や介護事業所等の実態等に応じて、各事業者において個別に判断す

1-(5) 情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について

ること。ただし、他の職種を兼務する管理者がテレワークを行う場合、管理者以外の各職種の人員配置基準に違反しないようにすること。

- (5) 上記(1)～(4)について、利用者やその家族、都道府県、市町村等から求めがあれば、適切かつ具体的に説明できるようにすること。

第3 テレワークの環境整備に関する事項

- (1) 利用者やその家族に関する情報を取り扱う際は、個人情報保護関係法令、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月15日（令和5年3月一部改正）個人情報保護委員会・厚生労働省）及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.0版（令和5年5月）」を参照し、特に個人情報の外部への漏洩防止や、外部からの不正アクセスの防止のための措置を講ずること。
- (2) 上記に加えて、第三者が情報通信機器の画面を覗き込む、従業者・利用者との会話を聞き取るなどにより、利用者やその家族に関する情報が漏れることがないような環境でテレワークを行うこと。
- (3) 利用者やその家族に関する情報が記載された書面等を自宅等に持ち帰って作業する際にも、情報の取扱いに留意すること。
- (4) その他、テレワーク実施者の適切な労務管理等について、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」（令和3年3月25日 基発0325第5号・雇均発0325第4号 別添1）を参照すること。なお、テレワークに係る労務管理・ICTの活用等の事業者向け無料相談・コンサルタント窓口として「テレワーク相談センター」を設けているため、必要に応じ活用いただきたい。

- (参考1) 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日（令和5年3月一部改正）個人情報保護委員会 厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001120905.pdf>



- (参考2) 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.0版（令和5年5月）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html



- (参考3) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」（パンフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000828987.pdf>



1-(5) 情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について

(参考4) 「テレワーク相談センター」のご案内

<https://telework.mhlw.go.jp/info/map/>



2 - (1) 指導監査課への届・申請について

1 指導監査課への届・申請について

指導監査課へ提出する主な届・申請等は以下のとおりです。それぞれ提出期限・方法などが異なるため、下記表を参照し、期限内に提出をお願いします。なお、この後にも説明しますが、厚生労働省は介護分野の文書に係る負担軽減に関する取り組みを推進するため、介護サービス情報公表システムを活用したオンラインによる指定申請が可能な「電子申請届出システム」の導入を行うこととしています。倉敷市でも令和6年10月から電子申請が行えるよう準備を進めているところです。

これに伴い、厚生労働省が示す新しい標準様式により各種届・申請を行うこととなります。この様式につきましては、3月中に手引きとともに倉敷市指導監査課のホームページに掲載します。

	区分	届・申請等	どのような場合に提出するのか
1	変更関係	変更届	変更事項が発生した場合
2	加算関係	体制届	新たに加算を算定したい場合、加算の算定を取りやめる場合
		処遇改善加算等計画書	処遇改善加算等を算定したい場合
		処遇改善加算等実績報告書	処遇改善加算等を算定した場合
3	事業所運営	新規指定（許可）申請	新たに介護事業所を開設する場合
		指定（許可）更新申請	新規指定（許可）もしくは前回更新から6年が経過する場合
		休止届	事業所を一時的に休止したい場合
		廃止届	事業所を廃止したい場合
4	利用者処遇等	介護事故報告	介護事故が発生した場合
		感染症報告	感染症が集団発生した場合
		虐待通報（報告）	虐待と思われる事例を発見した場合
		被災状況報告	災害により被害が発生した場合
5	運営指導	運営指導事前提出資料	運営指導を受ける場合
		運営指導改善報告	運営指導にて文書指導を受けた場合
6	業務管理体制	業務管理体制届	介護事業に新規参入した場合、変更事項が発生した場合
		業務管理体制一般検査報告	一般検査実施通知を受け取った場合
7	その他	メールアドレス	メールアドレスの変更があった場合

1 変更関係

1 変更届

提出期限	変更事由が生じてから10日以内
提出方法	電子メール、郵送又は持参
手引き・様式	https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kansa-fk/i/tebiki/

2 - (1) 指導監査課への届・申請について

2 加算関係

2 - 1 体制届

提出期限	サービス種別によって異なります。下記表を参照してください。
提出方法	電子メール、郵送又は持参
手引き・様式	https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kansa-fk/i/tebiki/
注意事項	書類の審査の結果、補正を求められることがありますので、余裕をもって提出をお願いいたします。 なお、電子メール又は郵送で提出する場合は、期限日必着です。

体制届提出期限	対象サービス
算定を開始する月の 前月15日 まで	訪問介護、 総合事業訪問介護 、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (介護予防) 訪問入浴介護、(介護予防) 訪問看護 (介護予防) 訪問リハビリテーション (介護予防) 居宅療養管理指導、居宅介護支援、 介護予防支援 通所介護、 総合事業通所介護 、地域密着型通所介護、(介護予防) 認知症対応型通所介護 (介護予防) 通所リハビリテーション、(介護予防) 福祉用具貸与 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
算定を開始する月の 初日 まで (※)	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護老人保健施設、介護医療院 (介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 短期入所療養介護 (介護予防) 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護

(※) 期限までに届が受理される必要があります。届の内容に誤りがある、必要な書類が添付されていない等の場合、受理されないことがありますので、ご注意ください。

2 - 2 処遇改善加算等計画書

提出期限	算定開始月の前々月末日
提出方法	電子メール、郵送又は持参
手引き・様式	https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kansa-fk/i/kaigo_syoguu/

(※) 今年度の処遇改善加算等計画書については、「2-(2) 介護職員処遇改善加算等について」を参照してください。

2 - 3 処遇改善加算等実績報告

提出期限	最終の加算の支払があった月の翌々月末日
提出方法	電子メール、郵送又は持参
手引き・様式	https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kansa-fk/i/kaigo_syoguu/

2 - (1) 指導監査課への届・申請について

3 事業所運営

3 - 1 新規指定（許可）申請

提出期限	新規指定（許可）予定日の前々月末日
提出方法	電子メール、郵送又は持参
手引き・様式	https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kansa-fk/i/tebiki/

3 - 2 指定（許可）更新申請

提出期限	指定（許可）更新日の前々月末日
提出方法	電子メール、郵送又は持参
手引き・様式	https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kansa-fk/i/tebiki/

3 - 3 休止届

提出期限	休止予定日の1月前
提出方法	電子メール、郵送又は持参
手引き・様式	https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kansa-fk/i/tebiki/
注意事項	利用者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、指定居宅介護支援事業者、他の指定居宅サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければなりません。

(※) なお、再開するときは再開の届出を10日以内に出してください。(様式は休止、廃止と同じ場所にあります。)

3 - 4 廃止届

提出期限	廃止予定日の1月前
提出方法	電子メール、郵送又は持参
手引き・様式	https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kansa-fk/i/tebiki/
注意事項	利用者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、指定居宅介護支援事業者、他の指定居宅サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければなりません。

4 利用者処遇等

4 - 1 介護事故報告

提出期限	第1報：介護事故発生から3日以内 第2報：介護事故発生から1月以内
提出方法	電子申請
事故報告基準・電子申請マニュアル	https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kansa-fk/i/kaigo_houkoku/
注意事項	電子申請用ページへのリンクは、上記のリンク先に掲載しています。

2 - (1) 指導監査課への届・申請について

4 - 2 感染症報告

提出期限	感染症が終結するまで毎日午前10時
提出方法	電子メール又はファクス
報告基準・様式	https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kansa-fk/i/kaigo_houkoku/
その他	感染症の終結判断は、保健所が行います。

4 - 3 虐待通報（報告）

報告期限	虐待と思われる行為を発見したら直ちに
報告方法	来庁または電話

4 - 4 被災状況報告

提出期限	直ちに
提出方法	電子メール又はファクス（通信手段が遮断されている場合は、電話等）
報告基準・様式	https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kansa-fk/i/kaigo_houkoku/
その他	震度5強以上の場合：被害がない場合でも提出 震度5弱以下又はその他の災害の場合：被害（軽微な物的被害を除く）が発生した場合のみ提出 ※介護サービス情報公表システムに災害時情報共有機能が追加されていますが、当面の間、上記手段での報告をお願いします。

5 運営指導

5 - 1 運営指導事前提出資料

提出期限	運営指導の7日前（閉庁日の場合は、その前の開庁日）
提出方法	電子メール、郵送又は持参
様式	https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kansa-fk/i/kaigo_shidou/

5 - 2 運営指導改善報告

提出期限	運営指導結果通知にて指定された日（結果通知発送から概ね1月後）
提出方法	郵送又は持参
様式	https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kansa-fk/i/kaigo_shidou/
注意事項	介護報酬の返還が生じた場合は、返還同意書等の提出も必要です。 詳しくは、運営指導結果通知に同封の説明書をご確認ください。

2 - (1) 指導監査課への届・申請について

6 業務管理体制

6-1 業務管理体制に係る届

提出期限	変更事由が生じたら直ちに
提出方法	「業務管理体制の整備に関する届出システム」による提出
マニュアル	https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kansa-fk/i/kaigo_gyoumukanri/

6-2 業務管理体制一般検査報告

提出期限	業務管理体制一般検査通知にて指定された日
提出方法	電子メール又は郵送
様式	https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kansa-fk/i/kaigo_gyoumukanri/

7 その他

指導監査課からの通知は電子メールで送信することがあります。各事業所のメールアドレスは各事業所からの申出により、当課で登録していますが、アドレスに変更があった際は必ずお伝えください。特に、個人メールで登録している事業所は、その職員の退職等で当課からの通知が送信できない事例もありますので、事業所の代表メールを登録してください。

登録様式 https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kansa-fk/i/kaigo_houkoku/

2 各種申請様式の変更及び4月から算定する加算等の届の猶予について

介護報酬改定に伴い、体制届の様式が変更になります。集団指導終了に合わせ、【令和6年4月版】の様式を指導監査課ホームページに掲載する予定です。**また、令和6年4月から算定する加算について、サービスによっては令和6年3月15日までに提出していただく必要がありますが、掲載が遅れることから、4月15日（月）まで猶予します。**

なお、厚生労働省では、介護分野の文書に係る負担軽減に関する取り組みを行うため、「ウェブ入力・電子申請」を進めています。その「ウェブ入力・電子申請」については、介護サービス情報公表システムを活用したオンラインによる申請が可能な「電子申請届出システム」を導入するとし、既にその運用が始まっています。

倉敷市では、令和6年10月より「電子申請届出システム」の運用を開始する予定です。それに伴い、各種様式を国の定める様式に変更する必要があります。この様式変更も、集団指導終了に合わせ、【令和6年4月版】の様式を指導監査課ホームページに掲載します。

これら様式の変更に合わせ、申請の手引き【令和6年4月版】も改訂しますのでご確認をお願いします。

2 - (2) 介護職員処遇改善加算等について

1 加算の概要

(1) 介護職員処遇改善加算（以下、処遇改善加算）

平成24年度から介護職員処遇改善交付金を介護報酬に移行し、当該交付金の対象であった介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されました。その後、数回にわたり拡充が図られています。

(2) 介護職員等特定処遇改善加算（以下、特定加算）

令和元年度の報酬改定において、介護職員の確保・定着につなげていくために、処遇改善加算に加え、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、介護職員の更なる処遇改善を行うとともに、その趣旨を損なわない程度において、一定程度他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用を認める特定加算が創設されました。

(3) 介護職員等ベースアップ等支援加算（以下、ベースアップ加算）

令和4年10月の報酬改定において、令和4年2月から9月までの介護職員処遇改善支援補助金による賃上げ効果を継続する観点から、基本給等の引き上げによる賃金改善を一定求めつつ、介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で、他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用を認めるベースアップ加算が創設されました。

※ただし、(1)～(3)については令和6年6月から一本化されます。

2 届出及び実績報告について

(1) 提出期限

ア 令和6年度処遇改善加算等の届出

・処遇改善加算、特定加算及びベースアップ加算（以下「処遇改善加算等」）を算定する場合、年度ごとに届出を行う必要がありますが、令和6年度分の処遇改善計画書等の様式については介護報酬改定のため見直しを2月末に行います。このため、提出期限が下記のとおりになります。

①令和6年4月及び5月分を算定する場合：**令和6年4月15日（月）必着**

②令和6年6月以降の新加算を算定する場合：**令和6年4月15日（月）必着**

新加算を算定する事業所は体制届の提出が必要です。（新加算を算定する場合の体制届の提出期限は令和6年6月15日まで、今年度は新加算を算定するすべての事業所が提出する必要があります。）

③令和6年7月以降年度途中から加算を取得する場合：算定開始月の前々月末日

※令和6年度分の処遇改善計画書等の様式は①と②を同時に作成する様式となっています。

※①～③いずれの場合も、新たに処遇改善加算等を算定する場合、区分変更を行う場合については併せて体制届の提出が変更する月の前月15日までに必要です。

イ 令和5年度処遇改善加算等の実績報告

・令和6年3月まで加算を算定した場合：令和6年7月31日（水）必着の予定

・令和6年2月以前まで加算を算定した場合：最終の加算の支払があった月の翌々月末日

2 - (2) 介護職員処遇改善加算等について

(2) 提出先

倉敷市指導監査課

※他自治体の指定を受けている場合は、指定権者ごとに提出が必要になります。

(3) 提出書類

倉敷市指導監査課のホームページに掲載している「介護職員等処遇改善加算届出の手引き令和6年4月版」及び様式集を確認してください。

<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/22985.htm>

3 実績報告に係る留意事項

(1) 加算総額

- ・令和5年4月～令和6年3月サービス提供分（令和5年5月～令和6年4月審査分）までの加算総額を、記入してください。
- ・上記の加算総額には利用者負担額も含めてください。
- ・国保連から通知されている金額には、保険給付分の利用者負担額が含まれていますが、区分支給限度基準額を超えたサービスに係る加算額は含まれていないため、区分支給限度基準額を超えたサービスに係る加算額を利用者から徴収している場合は、その金額を合算してください。

(2) 賃金改善所要額

- ・実績報告で、賃金改善所要額が加算による収入額（加算総額）を下回った場合、加算の算定要件を満たしていないため、**全額返還**となります。（差額の返還ではありません。）
- ・実績報告を提出しない場合も**全額返還**となるので、必ず期限内に提出してください。

(3) 賃金改善実施時期

- ・前年度に処遇改善加算等を算定している場合、賃金改善実施期間が前年度と重複していないか確認してください。
- ・処遇改善加算、特定加算、ベースアップ加算それぞれの賃金改善実施時期はすべて同一の期間となります。
- ・賃金改善実施期間の月数が加算の算定月数と同じ月数となっているか確認してください。
※例えば、処遇改善加算を12か月間算定している場合、賃金改善実施期間も12か月となります。

(4) 賃金改善の方法等

- ・賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうちから、対象とする賃金項目を特定した上で行い、賃金改善を行った項目については明確に記載してください。
- ・特定した賃金項目を含め、特別の事情なく賃金水準を引き下げることできません。

2 - (3) 介護サービス事業所・施設の指定（許可）更新手続について

1 指定（許可）の更新制度について

指定又は許可（以下、「指定等」という。）の有効期間満了日後も引き続き事業所・施設の運営を行う場合は、6年ごとに介護保険法の規定に基づく指定等の更新を受ける必要があります。当該更新を受けない場合は、指定等の効力を失い、当該満了日の経過をもって事業所・施設の継続をすることができなくなりますので、ご注意ください。

2 対象となる事業所・施設

全ての介護サービス事業所が対象となります。なお、同一事業所で複数のサービスの更新を申請する場合は、サービスごとに指定等の更新を受ける必要があります。

ただし、みなし指定を受けている事業所については、更新手続きの必要はありません。

指定等を受けたサービス	左記の指定等を受けることでみなし指定となるサービス（※）
保険医療機関	居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護（療養病床を有する病院又は診療所により行われるものに限る。）
保険薬局	居宅療養管理指導
介護老人保健施設、介護医療院	短期入所療養介護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション

（※）各介護予防サービスも含む

3 指定等の更新に必要な書類

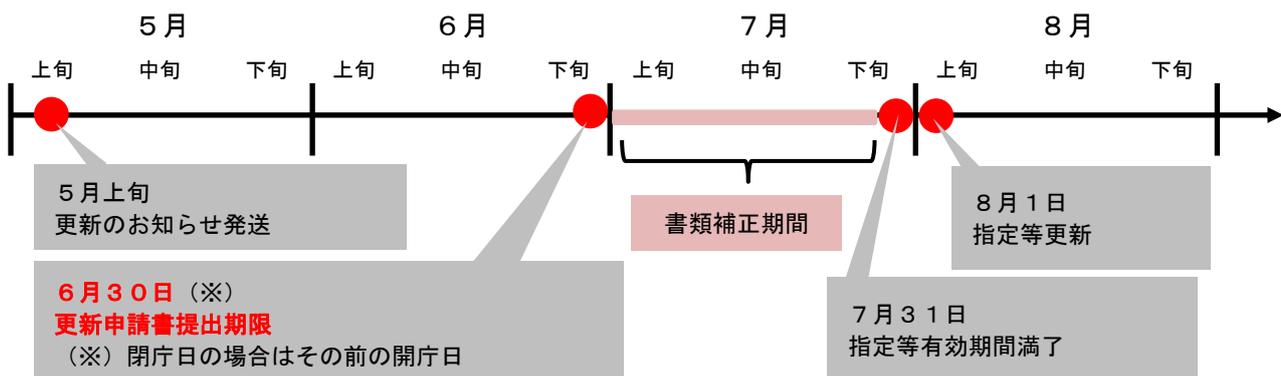
倉敷市指導監査課のホームページに「申請の手引き」及び「申請書・各種様式」を掲載していますので、御確認の上、必要書類を作成してください。

4 指定等の更新手続きのスケジュール

指定等の更新申請の期限は、更新日の前々月末日です。更新日のおよそ3个月前に更新のお知らせを事業所所在地へお送りしますが、市へ事業所等の移転の届出を行っていない場合等の事情により、届かない場合があります。

この場合でも、更新の手続きを行わないと有効期間の満了により、指定の効力を失うこととなるので、各事業者において十分に留意してください。

例) 8月1日が指定等更新日の場合



2 - (3) 介護サービス事業所・施設の指定（許可）更新手続について

5 不正の手段による指定等及び指定等更新について

不正の手段により指定等を受けた場合、指定等の取消し処分の対象となります。また、指定（許可）日以降に請求した介護報酬は全額が不正請求となり、不正請求額に40%上乗せした額の返還が求められることがあります。

この取扱いは、指定等更新の場合も同様であるため、更新を受ける際は、人員基準等を確実に満たしていることを確認のうえ、更新申請書を提出してください。

6 介護予防サービス有効期間満了日の特例

次の（１）～（４）の条件を満たす場合、居宅サービスの指定有効期間満了日と介護予防サービスの指定有効期間満了日を同一日にすることを可能とします。

- （１）居宅サービスと介護予防サービスを同一の事業所において一体的に実施していること。
- （２）当該手続きは事業者の希望により行うものであり、居宅サービスの更新申請と同時に行うこと。
- （３）介護予防サービスを居宅サービスの指定有効期間満了日で廃止する旨の届出を行うこと。
- （４）居宅サービスに係る申請書類一式に加え、介護予防サービスの更新申請時に添付を求められているもののうち居宅サービスの更新申請に添付したもの以外を添付すること。

なお、この手続きは、介護予防サービスの廃止及び新規指定となりますが、介護予防サービスの更新時期を居宅サービスの更新時期に合わせることを目的に行う事務処理であるため、介護給付費等算定等に何ら影響を与えません。

1 事故報告について

介護事故は、期限までに倉敷市電子申請サービスを用い、報告することとなっています。

(第1報は、事故発生後3日以内。第2報は事故日より1カ月以内。)

倉敷市電子申請サービス

https://s-kantan.com/city-kurashiki-okayama-u/offer/offerList_initDisplay.action

令和3年度までは、医師の診断を受けた介護事故については、異常の有無にかかわらず報告の対象でしたが、令和4年度以降は、**医師の診断の結果、治療が不要と診断された場合は報告不要**となっています。

ただし、誤薬、与薬もれ等の場合は医師により受診や治療が不要であると判断された場合であっても報告してください。

また、感染症・食中毒については、介護事故としての報告は不要です。しかし、従前どおり、感染症としての報告（共通編資料26ページ「4-2 感染症報告」参照）は必要です。

なお、電子申請システムに、誤ったメールアドレスを入力されたため、受理通知メールが正しく届かない事例が相次いでいます。入力誤りが無いようお気を付けください。

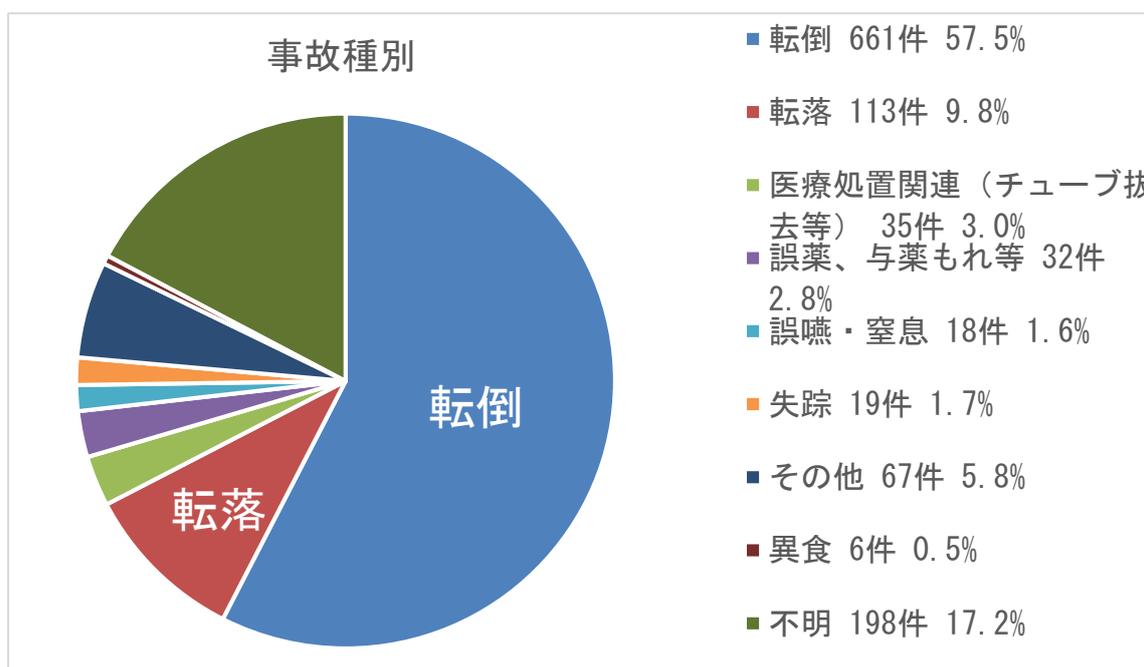
また、電子申請システムを用いての介護事故報告マニュアルを、指導監査課のホームページに掲載しています。使い方がわからない場合はご確認ください。

https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kansa-fk/i/kaigo_houkoku/

2 令和4年度の事故報告件数等

令和4年4月から令和5年3月までの1年間に介護保険サービス事業所から提出された事故報告件数を取りまとめました。

報告件数の合計は、1149件でした。事故に占める割合が最も多かったのが「転倒」57.5%で、ベッド・車椅子等からの「転落」が9.8%、「誤薬、与薬もれ等」が2.8%、その他の介護事故が5.8%となっています。



2 - (4) 介護事故報告について

なお、介護事故の発生場所は、居室（約52%）、次いで食堂・フロアなどの共有スペース（約21%）、浴室・脱衣室（約7%）、トイレ（約6%）等となっています。

3 事故の対応について

事故報告において、第2報で事故の発生原因の分析と再発防止策の検討を記載していただいておりますが、同様の事故が発生しないよう、具体的に分析・検討したことを事業所内で情報共有してください。

また、多くの事業所でヒヤリハット活動をされていますが、ヒヤリハット報告も事故報告同様に原因分析・再発防止策の検討・情報共有し、事故防止に役立ててください。

■「ヒヤリ・ハット活動」実施のための重要ポイント

(1) 早期の報告

記憶は時間が経つとともに薄れる。可能な限り早く報告を。

(2) 報告者の保護

報告内容によって責任追及をせず、安全衛生活動のみに使用する。そうしないと、報告が意識的に抑制される可能性がある。

(3) 早期の改善

報告しても改善が行わなければ、参加者の動機付けにも悪影響が及ぶ。根本原因に立ち返り、早期の対策を行うこと。

(4) 情報の早期流通

「ヒヤリ・ハット」情報は、職員に早期に伝え、再び同じことを繰り返さないようにする。

（厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署 (一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会「社会福祉施設の安全管理マニュアル～安全担当者（安全推進者）配置で働く人の安全確保を！～」(平成27年)より抜粋)

介護サービス等の提供に係る事故報告基準

令和4年3月 倉敷市保健福祉局指導監査課

1. 市に報告すべき事故

指定居宅（介護予防）サービス事業者、指定地域密着型（介護予防）サービス事業者及び介護保険施設において、利用者等に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、事業者は、速やかに利用者等の家族及び担当の居宅介護（介護予防）支援事業者に連絡し、必要な措置を講じるとともに、その事故が賠償すべき事故である場合には速やかに損害賠償を行わなければなりません。

あわせて、事故の種別が次のいずれかに該当するときは、介護サービス事業者側の責任や過失の有無を問わず、事故として遅滞なく市に報告する必要があります。

なお、いわゆるお泊りデイのサービスを行う事業所についても同様の扱いとします。

（1）医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故

- ・職員が同行した外出時（送迎を含む）の事故も含む。
- ・医師は施設の勤務医、配置医を含む。
- ・医師により治療が不要と診断された場合は、報告対象外とする。

（2）死亡に至った事故

- ・医師の診断により、明らかに病気が原因による死亡の場合は、報告対象外とする。

（3）失踪

- ・施設及び事業所の敷地内で見つかった場合は報告対象外とする。

（4）その他、市が報告することを必要と認める事故

※報告対象に該当するか不明の場合は、指導監査課へ問い合わせること。

2. 報告対象者

以下の（1）又は（2）に該当する場合は報告対象とする。

- （1）事故の対象者が倉敷市の被保険者である場合
- （2）事故が発生した施設及び事業所の所在地が倉敷市内の場合

3. 報告方法

事故報告書の報告方法は、原則電子申請のみとする。

電子申請アドレス

https://s-kantan.com/city-kurashiki-okayama-u/offer/offerList_initDisplay.action

4. 報告期限

(1) 第1報は、事故発生後3日以内に倉敷市へ報告すること。

(2) 第2報は、事故日より1か月以内に事故後の経過及び再発防止への対応・改善策を、倉敷市へ報告すること。ただし、1か月を経過しても事故が完結していない場合は、報告日現在の進捗状況等を報告すること。

※第1報、第2報は、同時に報告しないこと。それぞれの期限内の状態及び経過等を報告すること。

5. 報告に対する市の対応

市が必要と判断した場合には、事業者への調査及び指導を行うとともに、利用者等に対して事実確認等を行うことがあります。

2- (5) 電子申請届出システムの導入について

1 電子申請届出システムの導入について

厚生労働省では、介護分野の文書に係る負担軽減に関する取り組みを行うため、「ウェブ入力・電子申請」を進めてきました。その「ウェブ入力・電子申請」について、介護サービス情報公表システムを活用したオンラインによる指定申請が可能な「電子申請届出システム」を令和4年11月から運用開始しています。倉敷市指導監査課でもこの「電子申請届出システム」を令和6年10月から運用を開始する予定です。10月以降は原則、「電子申請届出システム」での受付となりますのでよろしくお願いいたします。

当該システムを通じたオンラインによる申請・届出には、以下のメリットがあります。

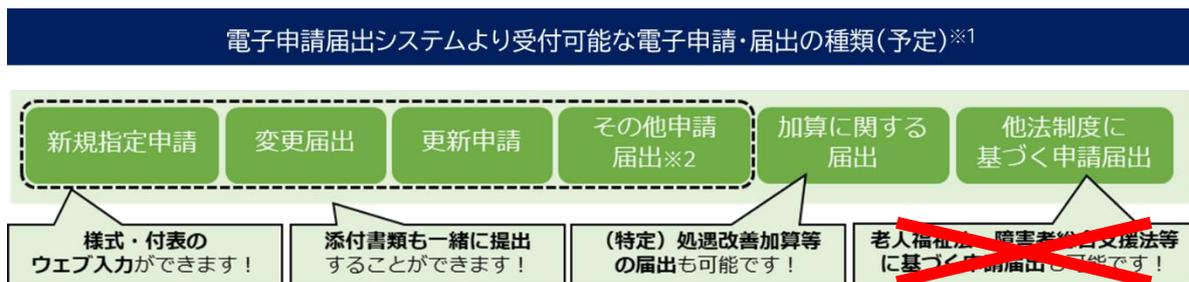
- 提出書類の印刷、郵送・持参等の手間なく、ウェブ上で申請・届出が可能
- 申請・届出の様式・付表についてウェブ画面で入力することが可能
- 添付書類について電子ファイルでの提出が可能のため、複数の申請・届出の際に同じファイルの活用が可能
- 申請・届出の受付状況や結果について、システム上で確認が可能

画面上で直接、様式・付表（一部、対象外の様式あり）にウェブ入力ができるとともに、添付書類もシステム上で一緒に提出することができるため、介護事業所側の申請・届出の業務負担が大きく削減されることが期待されます。

2 電子申請届出システムで受付する届・申請について

新規指定申請、変更届出、更新申請、加算に関する届出が当該システムによる電子申請・届出の対象範囲です。（処遇改善等の届出も対象予定です。）

ウェブ上で入力するのみで各種届出は作成可能です。ただし、添付書類については事業所のパソコン等からアップロードする必要があります。



なお、厚生労働省より「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、令和6年度以降は指定申請・届出は上述した「電子申請届出システム」による提出が原則化されますが、全国の自治体にて共通のシステムを利用するため、厚生労働省が示す新しい標準様式例により各種届・申請を行うこととなります。（これまでも、倉敷市は国の様式に準じた様式で運用を行っています。）

この新しい標準様式は令和6年3月中に指導監査課ホームページに掲載する予定です。お手数ですが、**4月以降については原則、新しい標準様式で各種届・申請を行ってください。**

2 - (5) 電子申請届出システムの導入について

3 電子申請・届出のための事前準備について（GビズIDアカウントの取得について）

電子申請届出システムを利用するためには、GビズIDアカウントの取得が必須です。

GビズIDホームページのトップ画面からアカウントを作成してください。電子申請届出システムで利用できるGビズIDのアカウント種類は、「gBizIDプライム」と「gBizIDメンバー」です。（「gBizIDエントリー」はご利用頂けません。）新たにGビズIDを発行するには2週間程度の期間が必要ですので早期の取得をお願いします。

取得の方法については電子申請・届出システム利用準備の手引き Ver. 2 を参照してください。
手引きは指導監査課のホームページに掲載しています。

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/dd.aspx?menuid=23000>

4 登記情報提供サービスについて

「申請者の登記事項証明書」については、法務省の「登記情報提供サービス」を利用することが推奨されています。介護施設・事業所は「登記情報提供サービス」でダウンロードした照会番号付きのPDFファイル又は照会番号・発行年月日を入力したtxt ファイルを、添付書類の登記情報証明書に該当する箇所へアップロードする、又は照会番号・発行年月日を備考欄に入力する形で提出することが可能となり、従来の登記簿原本を紙媒体で提出することが不要になります。詳細については電子申請・届出システム利用準備の手引き Ver. 2 を参照してください。

手引きは指導監査課のホームページに掲載しています。

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/dd.aspx?menuid=23000>

5 デモ環境について

既にデモ環境が用意されていますので、ご活用ください。

デモ環境の案内は指導監査課のホームページに掲載しています。

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/dd.aspx?menuid=23000>

6 その他

受付開始時期等につきましては、開始時期が近づきましたら別途通知いたします。それまでにGビズIDアカウントの取得をお願いします。

また、介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化については下記厚生労働省のホームページもご参照ください

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

令和6年10月 受付開始！

介護事業所の指定申請等の「電子申請届出システム」による受付を開始します！

厚生労働省では、介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請届出を簡易に行うことができるよう、「電子申請届出システム（以下、本システム）」を令和4年度下半期より運用開始しています。倉敷市でも、令和6年10月より、「電子申請届出システム」による介護事業所の指定申請等の受付を開始します。

● 介護事業所の文書負担軽減につながります



介護事業所

- ✓ オンライン上の申請届出により、**郵送や持参等の手間が削減**されます
- ✓ 複数の申請届出を本システム上で行うことができます
- ✓ 一つの電子ファイルを複数の申請届出で活用でき、**書類の作成負担が大きく軽減**されます
- ✓ **申請届出の状況をオンライン上でご確認**いただけます
- ✓ 上記、削減できた手間・時間を、**サービスの質の向上にご活用**いただけます

● 本システムより受付可能な電子申請・届出の種類

新規指定申請

変更届出

更新申請

その他申請
届出※1

加算に関する
届出

他法制度に
基づく申請届出

様式・付表の
ウェブ入力ができます！

添付書類も一緒に提出
することができます！

処遇改善加算等の届出も
可能です！

● 本システム利用時の画面イメージ

指定権者によって実際の画面とは異なる場合があります。詳細はホームページをご確認ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>



登記事項証明書のご提出の際には、法務省「登記情報提供サービス」をご利用ください。

- ✓ 行政機関等へのオンライン申請等の際に、当サービスによって取得した登記情報を登記事項証明書に代えて申請することができるサービスです。
- ✓ ご利用のためには利用登録が必要です。お早めにご登録ください。

<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>



「電子申請届出システム」のご利用のためには、 デジタル庁 gBiz IDの取得が必要です。 お早めにご取得ください！



●本システムは、**gBiz ID（プライム・メンバーのいずれか）よりログイン**いただきます。

gBiz IDは、**法人・個人事業主向け共通認証システム**です。

gBiz IDを取得すると、一つのID・パスワードで、複数の行政サービスにログインできます。

本システムのログインの際にも、gBiz IDアカウントをご使用いただきます。

本システムでご利用できるGビズIDのアカウント種類は、「gBiz IDプライム」と「gBiz IDメンバー」のみになります。

【本システムのログイン画面イメージ】



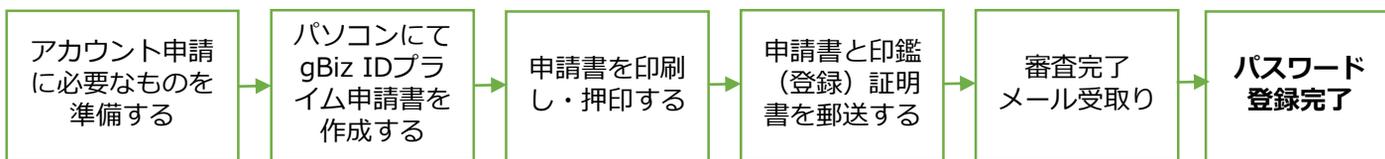
●gBiz ID（プライム）の申請の流れ

本システムの利用のためには、まずgBiz IDプライムの申請が必要です。

（gBiz IDメンバーのアカウントは、gBiz IDプライムが作成します。）

gBiz IDプライムの申請の流れは以下の通りです。

gBiz IDプライムは書類審査が必要であり、**審査期間は原則、2週間以内のため、予めIDを取得しておくことをお勧めします！**



●gBiz IDは電子申請届出システム以外の**省庁・自治体サービスでもご利用**いただけます。

【gBiz IDを活用して利用できる代表的な省庁サービス】（令和5年8月時点）

日本年金機構
「社会保険手続き
の電子申請」

厚生労働省
「雇用関係助成金
ポータル」

厚生労働省
「食品衛生申請等
システム」

中小企業庁
「中小企業者認定・
融資電子申請システ
ム(SNポータル)」

中小企業庁
「IT導入補助金
2023」

●詳細については**デジタル庁 gBiz IDホームページ** (<https://gbiz-id.go.jp/top/>) をご参照ください。

